

**「横浜型循環型社会の形成に向けた
衣類に関する脱炭素ライフスタイル浸透事業」
協働事業者の選定に係る募集要項**

令和7年4月24日

横 浜 市

脱炭素・GREEN×EXPO推進局
脱炭素ライフスタイル推進課

目 次

I 事業の背景・目的	1
1 背景	1
2 目的	1
II 事業内容	1
1 事業内容	1
(1) 衣類分野の横浜型循環型社会の形成に向けたグランドデザインの策定	1
(2) 市内の大学と連携した衣類循環の促進	1
(3) 不要な衣類からの再生及び新たなプロダクトを活用した循環の創出	2
(4) 不要な衣類を活用した試行的取組の実施	2
(5) 温室効果ガス削減効果の算出	2
(6) 業務実施に係るネットワークの構築、プロモーション、プロジェクト進行	2
2 事業期間	2
3 履行場所	2
4 役割分担及び費用分担	3
5 留意事項	3
III 選定方法	3
IV 応募資格	3
V 参加手続き及び選定方法等	4
1 参加意向申出書の提出	4
2 質問書の提出及び回答	5
3 提案書の提出	5
4 辞退について	5
5 評価基準について	5
6 選定方法	5
7 プロポーザルに関するヒアリング	6
8 結果の通知	6
9 公募・事業者選定等スケジュール（予定）	6
10 プロポーザルに係る審議	7
VI 協定書の締結	7
1 協定書の締結	7
2 協定の解除	7
3 協定締結後	7
4 次年度以降の取扱いについて	7
VII その他留意事項	8
【参考資料等一覧】	9

I 事業の背景・目的

1 背景

横浜市内の温室効果ガス排出量のうち約3割が家庭部門と全国に比べて高い割合となり、2050年のカーボンニュートラルの達成に向けて、市民一人ひとりの脱炭素意識の醸成や、行動変容に向けた取組を加速していく必要がある。

さらに近年、気候変動による異常気象が市民の生活に大きな影響を及ぼしている中、自然・人・社会が共生していくサステナブルなグリーン社会の実現が求められている。

グリーン社会の実現に向けては、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、限りある資源を循環させていくライフスタイルを創る取組を進めていくことが急務である。

こうした背景から、本市では、横浜市377万人市民一人ひとりの脱炭素行動の推進に加え、従来廃棄されていたものを資源として捉え廃棄物を発生させないライフスタイルに転換し、浸透させていく事業をスタートした。

令和6年度に実施した「循環経済等に資する魅力的な脱炭素ライフスタイル創出・浸透事業」では、製造する過程で多くの資源やエネルギーが使用される衣類に着目し、市内の商店街や大学、企業といった様々な拠点において不要な衣類の回収の実施から新たな脱炭素行動へつなげていく取組を進めた。この取組の結果から、不要な衣類の回収は誰もが気軽に参加できる取組である一方、回収した衣類がどうなるのか、個人の行動が、具体的にどのように役立つのかがわかりづらく、見える化する必要があることが判明した。

こうした取組を踏まえ、令和7年度以降は、不要となった衣類を資源として循環させていくことによる脱炭素行動の意識醸成や、資源循環の「実感」を通じて、さらなる行動に繋げる好循環を促す普及啓発の取組を進めていくこととする。

2 目的

本事業は、市民生活に欠かせない「衣類の循環」をテーマとして、多様な主体（大学、企業等）と連携した取組による脱炭素行動の意識醸成や、循環を実感できる取組を通じてさらなる行動に繋げ、377万人市民のムーブメントを起こし、衣類分野の横浜型の循環型社会の形成を目指す。

II 事業内容

本事業の目的達成にあたり、横浜市市民協働条例第8条に規定する市民協働条例の基本原則に則り、事業を行うものとする。

1 事業内容

基本的な事業内容は次のとおりとする。実施にあたっては、横浜市市民協働条例第12条に基づき、別途協議を行い、事業目標及び実施計画を作成すること。

本業務は、「衣類分野の横浜型循環型社会の形成に向けたグランドデザインの策定」、「市内の大学と連携した衣類循環の促進」、「不要な衣類からの再生及び新たなプロダクトを活用した循環の創出」、「不要な衣類を活用した試行的取組の実施」、「温室効果ガス削減効果の算出」及び「業務実施に係るネットワークの構築、プロモーション、プロジェクト進行」を行う。

(1) 衣類分野の横浜型循環型社会の形成に向けたグランドデザインの策定

上記I2「目的」を達成するための持続可能なグランドデザイン（全体構想）の策定を行う。

また、サステナブルなグリーン社会を実現するためのマイルストーンとなるGREEN×EXPO 2027に向けて、イベント実施等の提案を含めたロードマップを作成すること。

(2) 市内の大学と連携した衣類循環の促進

製造の過程で多くの資源やエネルギーを使用する衣類は、不要となった際に単に焼却するのではなく、可能な限りリユースやリサイクルなど資源として循環させていくことが必要である。こうした中、横浜市では自治会町内会等の御協力をいただきながら資源集団回収事業を実

施しており、不要な衣類を資源として活用している。一方で、一人暮らしの若者などへの認知がされていない課題もある。

こうした現状を踏まえて、不要な衣類といった資源の循環を促進させる取組を横浜市が指定する市内の大学において実施すること。併せて、横浜市が実施している資源集団回収事業についての普及啓発を行うこと。

(3) 不要な衣類からの再生及び新たなプロダクトを活用した循環の創出

限りある資源を循環させていくために、不要となった衣類から新たなプロダクトに生まれ変わらせ、つなげていくことが重要である。そのために、市民の皆様が循環を実感できるようなプロダクトを検討・作製し、そのプロダクトを活用した取組を実施すること。また、新たなプロダクトは、市民に訴求力が高くサステナビリティを有するものとし、先進性・話題性といった視点を組み入れ、GREEN×EXPO 2027における発信を目指す。なお、プロダクトの数量や規模については、横浜市と協議して決定すること。

(4) 不要な衣類を活用した試行的取組の実施

限りある資源を循環させていくライフスタイルを創るために、(3)以外の不要な衣類を活用した試行的取組を実施すること。試行的取組にあたっては、市民に訴求力のある取組とし、内容は横浜市と協議して決定すること。

(5) 温室効果ガス削減効果の算出

(2)及び(3)の取組を実施することによって温室効果ガスの削減が見込まれる効果について算出すること。

(6) 業務実施に係るネットワークの構築、プロモーション、プロジェクト進行

上記(1)～(5)を実施するため、必要なネットワークの構築、プロモーション、プロジェクト進行を行う。実施にあたっては、横浜市と協議して決定すること。

2 事業期間

協定締結日から令和10年3月31日まで

ただし、本市予算の状況等により、期間の見直しを行う場合があります。

3 履行場所

- ・横浜市役所内及び協働事業者社内
- ・横浜市が指定する市内大学
- ・その他横浜市が指定する場所

4 役割分担及び費用分担

本事業における横浜市と協働事業者の役割分担及び費用分担の考え方は、次のとおりとする。具体的には、事業者決定後、横浜市と協議の上決定する。

	横浜市	協働事業者
役割	本事業に係る企画・調整、本市関連事業の情報提供、広報・PR、関係者調整（国・県・他都市・庁内・大学・企業等）、その他提案により求められる事項	本事業の企画・調整（横浜市役割以外のネットワーク構築・関係者調整含む）、Ⅱ 1 (1) から(6)の記載事項、各種手配、報告書作成等
費用	本事業の実施に係る費用 (令和7年度：(上限) 15,000千円(税込))	上記役割実施にあたって必要となる費用 (人的支援、場所・物品の提供等含む)

5 留意事項

本事業は、提案内容をもとに横浜市と十分協議を重ねて実施すること。

Ⅲ 選定方法

本事業の協働事業者の選定にあたっては、プロポーザル方式により決定するものとする。

また、提案書類等の詳細については、「横浜型循環型社会の形成に向けた衣類に関する脱炭素ライフスタイル浸透事業協働事業者の募集に係るプロポーザル提案書作成要領」を確認すること。

Ⅳ 応募資格

応募資格は、次に掲げる資格基準をすべて満たしていることを条件とする。

(※共同事業体(JV)の場合は、構成する全ての事業者が対象)

資格の審査にあたっては、「参加意向申出書(様式1)」及び「資格審査書類」により行う。

《資格基準》

- ① 本事業の目的に賛同する者であり、かつ法人格を有する団体であること。
- ② 本募集要項をよく理解し、定められたスケジュール等を遵守できる者であること。
- ③ 横浜市民協働条例に基づく協働契約を締結できる者であること。
- ④ 締結した協働契約及び関係法令等を遵守できる者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない者。
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- ⑦ 銀行取引停止処分を受けていない者。
- ⑧ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立がなされている者(更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。)でないこと。
- ⑨ 本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑩ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- ⑪ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ⑫ 個人情報の適正管理、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じていること。

V 参加手続き及び選定方法等

1 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加する場合、必ず「参加意向申出書（様式1）」と必要な資格審査書類を提出すること。なお、共同事業体（JV）での応募の場合は、「共同企業体協定書兼委任状（様式2）」を提出し、とりまとめ事業者の設定を行うこと。

提出先、提出方法等は、「横浜型循環型社会の形成に向けた衣類に関する脱炭素ライフスタイル浸透事業協働事業者の募集に係るプロポーザル提案書作成要領」のとおり。

(1) 資格審査書類について（1部）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 共同企業体協定書兼委任状（様式2）
（※JV〈共同事業体〉で参加意向申出書を提出する場合のみ提出）② 誓約書（様式3）③ 定款④ 商業・法人登記簿謄本（発行後3か月以内の印鑑証明書を添付のこと。）⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書（未納税額のない証明書）⑥ 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入を確認できる書類（保険料領収書の写し等）⑦ 市税・法人税を滞納していないことを証明できる書類（納税証明書等）⑧ 直近5か年分の有価証券報告書または事業報告書⑨ 法人の事業概要（会社案内、パンフレット等）⑩ 過去5年間の事業等実績書（自由書式）⑪ 協働事業者個人情報保護管理体制（様式4） <p>※JV〈共同事業体〉による場合、とりまとめ事業者（連絡窓口）を代表者として設定し、②～⑩は全ての共同事業者について書類を提出してください。</p> <p>※⑩で記載する実績は、本事業と類似した事業を記載してください。応募者が類似実績と判断するものであれば記載できるものとします。（横浜市発注の事業や履行場所が横浜市内の事業があれば記載してください。また直近5年間など最近の実績を優先して記載してください。）</p> <p>※必要に応じて上記以外の資料の提出を求める場合があります。</p> |
|---|

(2) 参加意向申出書及び資格審査書類の提出期限

令和7年5月7日（水）17時まで（必着）

(3) 提案資格確認結果の通知及び提出要請書の交付

「参加意向申出書（様式1）」を提出した全ての事業者に「提案資格確認結果通知書（様式5）」により通知する。

なお、提案資格があることを確認できた場合は、提案資格確認結果通知書に併せてプロポーザル関係書類提出を要請する。

ア 通知日

令和7年5月12日（月）まで

イ 通知方法

電子メール（PDFデータで添付）

ウ その他

提案資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発出した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く5日後の17時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

2 質問書の提出及び回答

提案資格を満たす者が、本要項等の内容について質問事項のある場合は、「質問書（様式6）」を提出すること。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

(1) 質問書の提出期限

令和7年5月16日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

原則、電子メール（PDFデータで添付）

《注意事項》

- ・電子メールで提出する場合は、必ず電話で提出先まで到着確認を行うこと。
- ・停電等やむを得ない場合は、直接持参も可能とし、持参の場合は、平日9時から17時までに、提出先まで提出すること

- ・メール件名は下記のとおりとする。

【質問書】横浜型循環型社会の形成に向けた衣類に関する脱炭素ライフスタイル浸透事業

- ・メール本文に、「商号又は名称」、「連絡担当者所属」、「連絡担当者氏名」、「電話番号」を明記すること。

- ・提出先、連絡先等は、「横浜型循環型社会の形成に向けた衣類に関する脱炭素ライフスタイル浸透事業協働事業者の募集に係るプロポーザル提案書作成要領」のとおり。

(3) 質問書の回答

令和7年5月20日（火）まで

(4) 回答方法

本市ホームページに掲載

※質問書の提出がなかった場合は掲載しません。

3 提案書の提出

(1) 提案書の提出期限

令和7年5月30日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類等について

別紙「横浜型循環型社会の形成に向けた衣類に関する脱炭素ライフスタイル浸透事業協働事業者の募集に係るプロポーザル提案書作成要領」のとおりとする。

なお、提出書類の内容に虚偽の記載があることが判明した場合、その提出書類は無効とする。

4 辞退について

「参加意向申出書（様式1）」提出後にプロポーザルを辞退する場合は、「辞退書（様式7）」を書面にて提出すること。

5 評価基準について

提案書評価基準のとおり

6 選定方法

事業者（共同事業者含む）から提出された提案書の内容を、評価委員会が総合的に評価した上で、提案内容が最も優位な事業者を協働事業者の第1位候補者、次に優位な事業者を次点候補者として選定する。

また、提案書を提出した全ての事業者に「結果通知書（様式18）」を送付し、提案した全ての事業者の事業者名等を公表する。

7 プロポーザルに関するヒアリング

- (1) 実施日時
令和7年6月6日（金）
- (2) 実施場所
横浜市役所会議室（横浜市中区本町6-50-10）
実施方法ヒアリング時は提案書を使用し、口頭・紙資料にて説明を行うものとする。
時間は30分程度（質疑応答を含む）を予定。なお、資料の変更・追加は認めない。
- (3) 機材等
ノートパソコンの持込み可。その他機材は持ち込み不可。
- (4) 出席者
3名以下 ※必要最小限としてください。
- (5) その他
時間・場所等の詳細については、別途通知する。

8 結果の通知

提案書を提出した全ての事業者に特定の有無及びその理由を記載した「結果通知書（様式7）」を通知する。

- (1) 通知日
令和7年6月13日（金）（予定）
- (2) 通知方法
電子メール
- (3) その他

特定されなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く5日後の17時までに、提案書提出先まで提出しなければならない。本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 公募・事業者選定等スケジュール（予定）

時期	内容
令和7年4月24日（木）	募集要項等公表・参加意向申出書受付開始
5月7日（水）	参加意向申出書及び資格審査書類提出締切
5月12日（月）	提案資格確認結果通知書・提出要請書の送付
5月16日（金）	質問受付締切
5月20日（火）	質問回答
5月30日（金）	提案書提出締切
6月6日（金）	評価委員会開催 ヒアリング及び提案の評価・審議
6月13日（金）	選定結果通知書の送付、結果公表
6月下旬	協定締結、事業実施

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う。

(1) 評価委員会

名 称	横浜型循環型社会の形成に向けた衣類に関する脱炭素ライフスタイル浸透事業評価委員会
所掌事務	提案の評価及び事業者の選定等に関すること
委 員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局総務部長（委員長） 脱炭素・GREEN×EXPO推進局戦略企画部戦略企画課長（副委員長） 脱炭素・GREEN×EXPO推進局総務部経理課長 政策経営局経営戦略部経営戦略課担当課長 資源循環局政策調整部政策調整課長 みどり環境局公園緑地部環境活動事業課長

(2) 評価項目

評価項目等は、提案書評価基準のとおりとする。

VI 協定書の締結

1 協定書の締結

- (1) 協働事業者決定後、本市と協定を締結する。
- (2) 協定は3年間の基本協定及び毎年度の年度協定を締結する。
- (3) 協定の内容については、提案書の内容に基づき、本市と協議の上、決定する。
- (4) 協定は、事業者の合意のもと市民協働条例を適用し「協働契約(負担金型)」として締結することを想定している。

2 協定の解除

協働事業者が協定書に定めることに違反した場合には、協定を解除することがある。

3 協定締結後

協働事業者は、協定締結後、協定によって定めたスケジュールに基づき事業に着手する。

4 次年度以降の取扱いについて

- (1) 令和8年度以降の具体的な実施内容は、それぞれ前年度の事業実績を踏まえ、契約形態、費用負担、役割分担等を決定するものとする。
- (2) 令和8年度以降において、事業予算の減額又は削除があった場合は、当該事業を縮小又は中止することがある。
- (3) 本市及び協働事業者は、各年度の業務の終了後に、横浜市民協働条例15条に定める事業評価を相互に行い、評価が良好でなかった場合は、事業期間内であっても契約を更新しない場合がある。

VII その他留意事項

- (1) 本事業の履行で知り得た情報は、本市の承諾なく外部へ漏らし、また、持ち出してはならない。
- (2) 個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、必要な個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 協働事業者は、個人情報の保護に関する法律、個人情報取扱特記事項の規定等に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (4) 協働事業者は、市民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置をとること。
- (5) 各業務の履行中に事故が発生した場合は、被害を最小限に留めるよう努めるとともに、直ちに市へ口頭または電話等で状況を報告すること。安全確認後速やかに報告書等の書面で詳細を報告すること。
- (6) 情報を電子計算機処理等により取り扱う場合は、市と協議の上、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」に準じた取扱特記事項を締結すること。

【参考資料等一覧】

- (1) 横浜市中期計画（2022～2025）
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2022-2025/chuki2022-.files/0069_20230213.pdf
- (2) 横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.files/vision-kakutei.pdf>
- (3) 行政運営の基本方針
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/innovation/hoshin.files/hoshin_kakutei.pdf
- (4) 横浜市地球温暖化対策実行計画
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/jikkou/keikaku/plan.files/0056_20230125.pdf
- (5) 横浜DX戦略
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/yokohamadx/dx-strategy/dx-strategy.html>
- (6) 横浜市市民協働条例
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/kyodo/jourei/kyoudoujourei.files/0026_20180709.pdf
- (7) 横浜市市民協働条例の解釈・運用の手引き
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/kyodo/jourei/kyoudoujourei.files/kaisyakunotebiki.pdf>
- (8) 個人情報取扱特記事項
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-ansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>
- (9) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>